

## 林地開発許可及び保安林解除に係る不適切な事務処理について

吾妻環境森林事務所において、平成29年度から令和2年度にかけて林地開発許可及び保安林解除手続きに係る不適切な事務処理がありました。

今後、同様な事案が発生しないよう、職員の法令遵守と再発防止を徹底してまいります。

### 1 経緯

県が航空写真から林地開発許可が確認できない太陽光発電施設(2箇所)を6月上旬に発見。調査により不適切な事務処理を確認。

### 2 内容

#### 【林地開発許可】

起案・決裁が適切に行われていないもの 7件（新規許可箇所 2件、継続箇所 5件）

#### 【保安林解除】

- ① 保安林解除申請書の放置 5件（上信自動車道 4件、県道 1件）
- ② 起案・決裁を経ない保安林内作業許可の発出 10件（公印を無断使用 4件、通知なし(口頭) 6件)

### 3 原因

- ① 当時の担当者（1名）の法令遵守意識が極めて低かった。
- ② 許認可事務に係る職場の指導・監督体制及び公印・文書管理が不十分であった。

### 4 現地の状況

すべての現地について、災害発生の危険性は低い。（林地開発事案は目視により防災施設の設置を確認。保安林解除事案は代替施設の設置で対応）

### 5 今後の対応

#### 【林地開発許可】

事業者の協力を得て詳細な現地調査を実施し、安全性及び法への適合性を再確認

#### 【保安林解除】

解除権限者である林野庁へ速やかな申請書の提出（上信自動車道工事は中断済み）

### 6 再発防止の取組

- ① 職員の法令遵守の徹底及び再発防止策の実施（8月22日に環境森林部長名通知を発出し、所属長会議を開催）
- ② 今後の取組（部内研修の充実、許可申請の電子申請化等）